

令和3年度 赤い羽根共同募金「滋賀の町を良くするしくみ」助成事業に関する申請書類の提出について

標記の助成事業について、申請に必要な書類等は下記のとおりとなります。
申請時には、書類が揃っていることをご確認の上、本会までご提出ください。

「福祉関係施設等整備事業」の申請時必要書類

- ① (様式1) 「滋賀の町を良くするしくみ(福祉関係施設等整備事業)」申請書
- ② (添付書類) 整備する備品等が分かるカタログ等(写しで可)
- ③ (添付書類) 見積書(写)または価格表等の積算根拠資料
- ④ (添付書類) 令和元年度収支決算書(貸借対照表含む)
(令和2年度決算書が承認されている場合はその決算書)
- ⑤ (添付書類) 団体(法人)の活動内容が分るもの(機関誌・パンフレット等)
- ⑥ (添付書類) 現況等の写真(改修、買替、更新時のみ)
(施設の増改築および改造、設備の整備を実施する箇所の現状等)
(機器および什器備品、遊具の現状・設置場所等)
(車両買替時のみ、車両の現状および走行距離メーター等)

※車両の購入事業の申請については下記の書類も必要となります。

- ⑦ (様式3) 団体(法人)保有車両一覧表
- ⑧ (添付書類) 更新(買替)する車両の車検証の写し(車両更新(買替)時のみ)

「広域福祉活動支援事業」の申請時必要書類

- ① (様式2) 「滋賀の町を良くするしくみ(広域福祉活動支援事業)」申請書
- ② (添付書類) 令和元年度事業報告書・収支決算書(貸借対照表含む)
(令和2年度分が承認されている場合はその事業報告・決算書)
- ③ (添付書類) 令和3年度事業計画書・収支予算書
- ④ (添付書類) 団体(法人)の活動内容が分るもの(機関誌・パンフレット等)

滋賀県共同募金会からのお願い

赤い羽根共同募金は、各地域において地元の商店や企業から法人募金として、多くのご協力をいただいています。

こうしたことから、見積り依頼業者は、原則として地元地域の業者を選定いただきますようお願いいたします。

なお、助成が決定された場合は、改めて複数の見積書を取得いただき、事業を実施していただくこととなります。